

## 質問書回答

2020年 10月 29日

「案件名:南スーダン国平和構築(地方行政)分野に係る情報収集・確認調査」

(公示日:2020年10月14日/公示番号:20a00590)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	第2章 特記仕様書(案) 5. 業務の内容 (1)2)現地調査計画書(案) 及び本邦招へいプログラム (案)の作成	本邦研修の日程(素案)については、3~6日目の地方の行先としては広島を原則的に想定されているか、他の県や地域も提案可能か、いずれになりますでしょうか。	復興の経験等から広島を想定しておりますが、他の県や地域についてご提案いただくことは問題ありません。
2	(2頁)3.競争に付する事項 (4)契約期間(予定) 及び (18頁)6.調査の工程	契約履行期間について、「2021年8月」までとありますが(2頁)、調査の工程では11月末ファイナル・レポート提出(18頁)となっています。履行期限は2021年11月ということでしょうか。	誤記、失礼しました。ご理解の通り、履行期限は2021年11月になります。つきましては、(2頁)3.競争に付する事項(4)契約期間(予定)を「2020年12月から2021年11月まで」と訂正させていただきます。
3	(13頁)3.調査実施上の留意事項(1)調査の実施体制 及び (15頁)5.調査の内容 (1)国内調査1	現地リソースの活用方法について、①地方出身でジュバ在住の人材を現地傭人とする場合、契約期間中その人材が週末・祝日に私用で地方(出身地)との往復をすること、及び②地方在住の人材を現地傭人とする場合、日本からの現地渡航時に同人材がジュバに来ることは安全対策ルール上問題ないでしょうか。	①現地傭人の私用での地方往復は業務外となるため、JICA安全対策ルール適用外となります。 ②JICAの安全対策措置では地方への業務渡航は認めておりません。この場合、受注者側に安全配慮義務が発生しますので、渡航時の安全管理はJICAではなく受注者が担うこととなります。
4		現地傭人によるジュバでの情報収集において、大容量文書送付時の円滑なインターネットアクセスのために、また検閲対象ウェブサイトにもアクセスが可能となるように、貴機構	現地傭人による文書の送受信については、必要な容量を送受信できるWiFi等必要な経費を計上してください。

通番	当該頁項目	質問	回答
		事務所にてインターネットを利用することは可能でしょうか。	
5		現地政府関係者・有識者に対し日本から直接インタビューを行う場合、貴機構 TV 会議システムを利用することは可能でしょうか。	Zoom や WhatsApp などは現地の方も利用しておりますので、ローカルリソースの活用等遠隔で実施することも検討ください。
6	(16 頁)【招へいプログラム素案】	日程(素案)の中に、「広島」とありますが、地方の視察先は広島を想定されているでしょうか。	質問回答 1 をご参照下さい。
7	(13 頁)3.調査実施上の留意事項 (3)報告書作成上の留意点及び (19 頁)7.成果品等	3. (3)に「英語等の報告書(要約)」とありますが、7.成果品等のインセプション・レポート、ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートの英文版は和文版の要約という理解でよろしいでしょうか。	インセプション・レポートは要約で構いません。ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートは要約及び本文が必要となります。ただし、英文報告書では、「3. 調査実施上の留意事項」「(3) 報告書作成上の留意点」と同様に、機微な情報を記載しないよう配慮ください。
8	(22 頁)1.コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1)類似業務の経験	「紛争影響地域における各種業務」に関し、貴機構「紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック—PNA(平和構築アセスメント)の実践—」(2017 年)に「紛争影響国・地域及び平和構築支援事業基準リスト(以下紛争影響国リスト)」を毎年更新するとありますが(7 頁)、最新リストを共有いただくことは可能でしょうか。また、現在リスト上にない国・地域であっても、業務実施時に紛争影響国・地域として認識されていれば、類似業務経験と見做されると理解してよろしいでしょうか。	「紛争影響国・地域及び平和構築支援事業基準リスト」の共有はしていませんが、一般的に紛争影響国・地域(難民発生等隣国の紛争の影響を受ける国を含む)として認識されていれば、類似業務経験と見做します。
9	契約期間 P2、18	2 ページには、契約期間が「2020 年 12 月から 2021 年 8 月」とありますが、18 ページの調査工程では、2021 年 11 月末にファイナルレポート提出となっています。よって、契約期間終	誤記、失礼しました。質問回答 2 と同様、ご理解の通り、履行期限は 2021 年 11 月になります。質問回答 2 をご参照下さい。

通番	当該頁項目	質問	回答
		了は 2021 年 11 月以降となりますでしょうか。	
10	本邦招へいプログラム P16	地方での視察・講義の実施は広島県でということでしょうか。または、広島県を例として紹介しつつ、他県での実施もありうるということでしょうか。	質問回答 1 をご参照下さい。
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札説明書 2 ページ、第 1 章、3. 競争に付する事項、(4)契約期間(予定): 2020 年 12 月から 2021 年 8 月</li> <li>・入札説明書 18 ページ、第 2 章、6. 調査の工程、(8)2021 年 11 月末ファイナル・レポート提出</li> </ul>	契約期間の終了は、2021 年 11 月との理解でよろしいでしょうか。指示書内の契約期間と調査の工程に示されている成果品提出期限が異なります。	誤記、失礼しました。質問回答 2 と同様、ご理解の通り、履行期限は 2021 年 11 月になります。質問回答 2 をご参照下さい。
12	入札説明書 7 ページ、第 1 章、11. 落札者の決定方法、(3)価格評価の方法	予定価格に対する入札金額の割合に応じて評価点が算定されることとなっておりますが、これら算定式にあります予定価格及び入札価格には、定額計上が指示されている金額も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	入札説明書 14 ページ、第 2 章、3. 調査実施上の留意事項、(5)安全配慮事項、5)	JICA から貸与いただく、無線機及び衛星携帯電話のうち、衛星携帯電話 SIM カードの契約費用及び通話料金は、見積りに計上するという理解でよろしいでしょうか。	JICA 貸与の衛星携帯電話は緊急事態が想定される場合に貸与されます。その際の SIM カードの契約費用及び通話料金は JICA 南スーダン事務所にて負担致します。なお、通常時の通信手段として携帯電話の貸与はありませんので、当該経費は見積りに計上して下さい。

通 番	当該頁項目	質問	回答
14	入札説明書 14 ページ、第 2 章、3. 調査実施上の留意事項、(5) 安全配慮事項、8)	JICA 事務所から配備いただく防弾車については、運転手給与、燃料代と整備費、車両借上げ費を見積りに計上するという理解でよろしいでしょうか。また、返却時の条件(ワークショップにて車両検査後に燃料満タンにて返却等)をご教示いただけませんかでしょうか。	運転手給与、燃料代は見積りに計上して下さい。整備費、車両借上げ費用は発生しません。
15	入札説明書 29 ページ、第 4 章、3. 定額で計上する経費、①現地調査時の対象州関係者呼び寄せ経費のうち日当	ジュバ以外から呼び寄せる関係者の日当として 4,500 円/人/日を定額で計上することになっておりますが、中央レベル(ジュバ)の政府職員の日当レートも同額との理解でよろしいでしょうか。	中央レベル(ジュバ)の政府職員に対する日当は支出の対象外です。

以上